平成２９年（フ）第１４２８号
横浜市港北区岸根町559番地　アビタシオン市川　101号
債務者　和田　榮治
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９２０号
神奈川県大和市中央林間５丁目19番15号　パレスプレジデンス２　101
債務者　渡邉　正義
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２９７号
神奈川県海老名市国分北２丁目18番56―103号
債務者　伊藤江理子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３００号
横浜市泉区下和泉３丁目23番30号　田中アパートＡ－１
債務者　杉田　　緑
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３０９号
横浜市緑区小山町292番地10　グループホーム友宝
債務者　池田　孝二
保佐人　北村　弘之
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３１３号
神奈川県藤沢市高倉555番地の１　メゾン湘南Ｂ202
債務者　濱口なつみ（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３１７号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目５番２―409号
債務者　白鳥　信二
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４５号
東京都立川市幸町２丁目14番地の９コーポヴィラサウザンドⅡ―201号
債務者　西田　耕史
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０５３号
東京都福生市大字熊川711番地14ＳＩＬＫＴＥＲＲＡＣＥ104号室
債務者　森田　明子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０７６号
東京都あきる野市雨間732番地３
債務者　大衡あゆみ
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０８６号
東京都小平市小川東町２丁目１番102号
債務者　川村　竜二
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１１１号
東京都八王子市大和田町７丁目６番３―205号都営大和田アパート
債務者　中鉢　智子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３２７号
横浜市青葉区市ケ尾町1050番地26　シティハイム栗林201
債務者　宮坂　菊代
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３１号
東京都日野市平山５丁目12番地の２コーポ森山101
債務者　鈴木　尚子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０８７号
東京都町田市図師町2987番地町田荘
債務者　畠山　　勉
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９１６号
東京都稲城市大丸979番地の１アストライア104
債務者　大塚　　希（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部